

第2章 現況調査

2-1 愛西市を取りまく環境

1. 位置・地勢

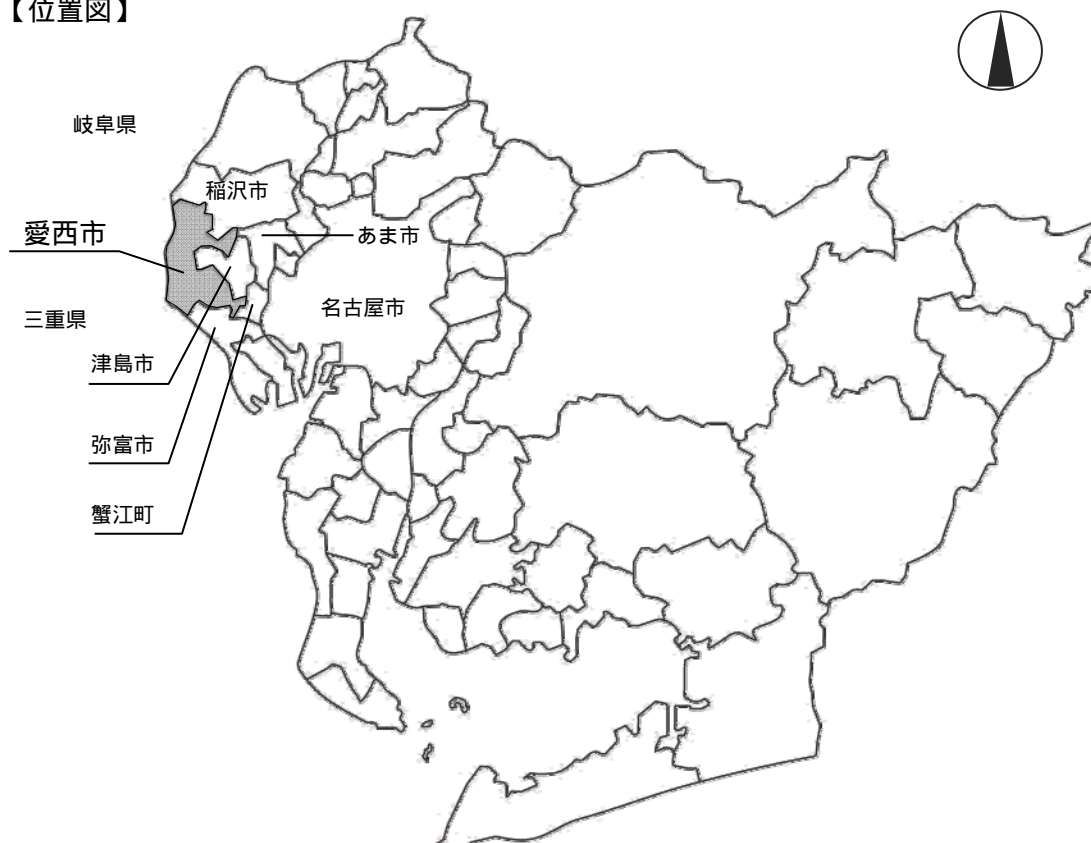
本市は愛知県の西部に位置し、海部地方に属しています。また、中部圏の中核都市である名古屋市より西方 20 km の位置にあります。

平成 17 年 4 月 1 日に佐屋町、立田村、八開村、佐織町の 2 町 2 村が合併して誕生した面積 66.63 km² の都市で、北は稲沢市、東はあま市、津島市、南は蟹江町、弥富市、西は木曾川・長良川を挟んで三重県桑名市、岐阜県海津市に接しています。

地形は細かい起伏はあるものの概ね平坦で、佐屋地域、立田地域、佐織地域南部では大部分が海拔ゼロメートル以下となっています。

平成 22 年 3 月に七宝町、美和町、甚目寺町が合併

【位置図】



2. 人口推移

本市においては、佐屋地域及び佐織地域において昭和 40 年代後半から名古屋市のベッドタウンとして開発が進み、急激な人口増加がみられました。人口は平成 12 年までは増加していましたが、平成 17 年の国勢調査によると総人口は 65,556 人となり減少に転じています。

【愛西市及び地域別人口の推移】

単位：人

| | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 愛西市 | 62,983 100.0% | 63,143 100.0% | 64,216 100.0% | 65,597 100.0% | 65,556 100.0% |
| 佐屋地域 | 27,880 44.3% | 28,303 44.8% | 28,470 44.3% | 29,802 45.4% | 29,590 45.1% |
| 立田地域 | 7,970 12.7% | 8,040 12.8% | 8,353 13.0% | 8,327 12.7% | 8,116 12.4% |
| 八開地域 | 5,063 8.0% | 5,064 8.0% | 5,096 8.0% | 5,011 7.7% | 4,832 7.4% |
| 佐織地域 | 22,070 35.0% | 21,736 34.4% | 22,297 34.7% | 22,457 34.2% | 23,018 35.1% |

出典：国勢調査

3. 土地利用現況

無地番の土地（道路、水路などの国有地）を除いた本市の土地利用の状況をみると田が最も多くなっています。平成 18 年において、田が 48.1%、畑が 15.1%であることから、市域の 6 割以上が農地として利用されていることが分かります。また宅地は 18.5%を占めており、山林原野はわずかに 0.2%となっています。平成 14 年から 18 年の推移をみると宅地とその他の土地がわずかに増えています。

【地目別土地利用現況】

単位：ha

| | 総面積 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林原野 | 雑種地 | その他 |
|---------|--------------------|-------------------|-----------------|-----------------|---------------|----------------|-----------------|
| 平成 14 年 | 5,137.21 100.0% | 2,582.27 50.3% | 777.53 15.1% | 937.91 18.3% | 11.63 0.2% | 198.03 3.8% | 629.83 12.3% |
| 平成 15 年 | 5,148.34 100.0% | 2,552.03 49.6% | 800.63 15.6% | 943.18 18.3% | 11.52 0.2% | 197.63 3.8% | 643.35 12.5% |
| 平成 16 年 | 5,234.27 100.0% | 2,542.90 48.6% | 800.38 15.3% | 945.02 18.0% | 11.63 0.2% | 202.74 3.9% | 731.61 14.0% |
| 平成 17 年 | 5,235.34 100.0% | 2,530.39 48.3% | 796.08 15.2% | 954.71 18.2% | 11.47 0.2% | 186.48 3.6% | 756.21 14.4% |
| 平成 18 年 | 5,235.32 100.0% | 2,518.50 48.1% | 790.45 15.1% | 970.00 18.5% | 11.22 0.2% | 186.73 3.6% | 758.43 14.5% |

出典：愛西市の統計

4．土地自然特性

河川・水路は本市の自然特性を表わす重要な要素であり、特に木曾川、長良川、日光川、善太川、鵜戸川などがあげられ、これらは魚類などの生息地ともなっています。

伝統的・歴史的風土を代表する緑としては、社寺（神社・仏閣）の緑などの歴史的建造物に伴う緑があげられます。

文化的意義を有する緑としては、祭事等が催される社寺の緑や河川・水路沿いに植えられた桜並木があげられ、これらの緑は野鳥の生息地ともなっています。

5．緑の現況

本市の緑は、その大部分が田や畑により構成されています。自然林*がなく、わずかにある二次林*や人工林*は、社寺林や屋敷林として存在しています。

また、木曾川をはじめとする多数の河川があり、水面の面積も多くなっています。

【緑の現況量調査】

単位：ha

| 区 分 | 市街化区域* | 市街化調整区域* | 都市計画区域 |
|--------------|--------|----------|---------|
| 自然林 | - | - | - |
| スギ・ヒノキ等の植林地 | - | 0.3 | 0.3 |
| クヌギ・コナラ等の二次林 | - | 1.6 | 1.6 |
| 竹林 | 0.2 | 1.3 | 1.5 |
| ススキ・ササ等の草地 | 1.1 | 24.6 | 25.7 |
| 田 | 17.8 | 2,681.5 | 2,699.3 |
| 畑 | 11.0 | 700.2 | 711.2 |
| 果樹園 | 0.2 | 9.0 | 9.2 |
| 裸地* | - | 13.8 | 13.8 |
| 水面 | 2.1 | 846.9 | 849.0 |
| 水辺* | - | 183.2 | 183.2 |
| 都市公園の植栽地 | - | 13.4 | 13.4 |
| 公共公益施設の植栽地 | 0.7 | 9.8 | 10.5 |
| 民有地の植栽地 | 1.8 | 20.6 | 22.4 |
| 合 計 | 34.9 | 4,506.2 | 4,541.1 |

面積は図上計測による。



上空から見た愛西市

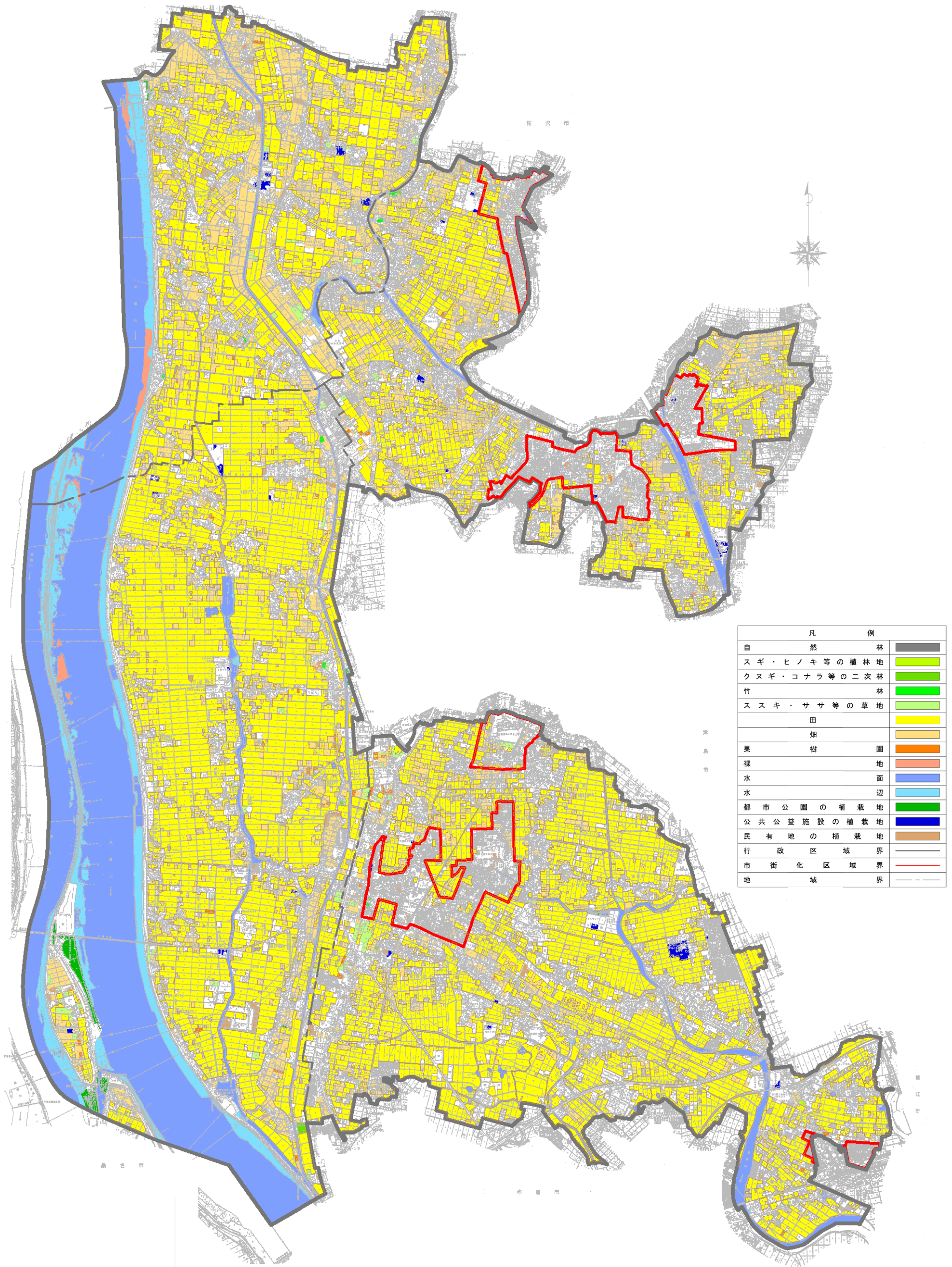


市の花（ハス）



市の木（マキ）

緑の現況図

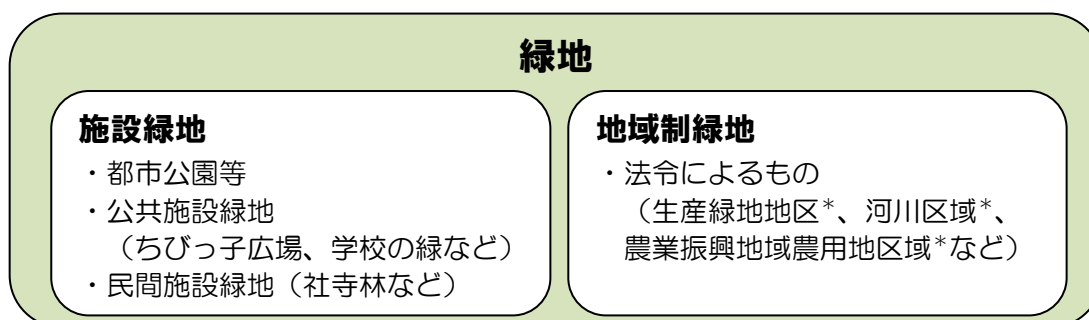


| 凡 例 | |
|---------------------|---|
| 自 然 林 | ■ |
| スギ・ヒノキ等の植林地 | ■ |
| クヌギ・コナラ等の二次林 | ■ |
| 竹 林 | ■ |
| ススキ・ササ等の草地 | ■ |
| 田 | ■ |
| 畑 | ■ |
| 果 樹 園 | ■ |
| 裸 地 | ■ |
| 水 面 | ■ |
| 水 辺 | ■ |
| 都 市 公 園 の 植 栽 地 | ■ |
| 公 共 公 益 施 設 の 植 栽 地 | ■ |
| 民 有 地 の 植 栽 地 | ■ |
| 行 政 区 域 界 | — |
| 市 街 化 区 域 界 | — |
| 地 域 界 | — |

2-2 緑地現況調査

本計画における「緑地」とは、都市公園やちびっ子広場、社寺林、学校の緑など、施設として担保されている緑（施設緑地）や、法律や条例等の指定により一定の永続性が確保されている緑（地域制緑地）を指しています。

【緑地の定義】



1. 都市公園等の現況

市の都市公園のうち、都市計画決定された都市公園は、地区公園1箇所、近隣公園3箇所、街区公園1箇所の計5箇所となっており、そのうち68.5%が供用*開始されています。都市緑地は2箇所あり、木曽川東海緑地の都市計画決定面積974.6haは市域の14.6%を占めています。この木曽川東海緑地には、国営木曽三川公園（東海広場・（仮称）鶴戸川・船頭平河川公園）が含まれています。

重複を除いた都市公園等全体の計画面積は986.7haであり、市域の14.8%を占めています。

【都市公園等】

単位：ha

| 種類 | 名称 | 計画面積/都市計画決定面積 | 供用面積 | 備考 |
|---------------|------------------------|---------------|------|-----------------------------|
| 国営公園 | 国営木曽三川公園（東海広場・（仮称）鶴戸川） | 36.0 | 15.7 | 都市緑地と重複 供用区域は東海広場（右岸）の一部 |
| | 国営木曽三川公園（船頭平河川公園） | 4.8 | 2.7 | 都市緑地と重複 |
| 地区公園 | 4・4・11 愛西市親水公園 | 6.6 | 4.1 | |
| 近隣公園 | 3・3・101 中央公園 | 3.1 | 3.1 | |
| | 3・3・4 海西公園 | 0.7 | 0.7 | 愛西市分のみ |
| | 3・3・102 リバーサイドパーク | 1.2 | — | |
| 街区公園 | 2・2・101 北河田公園 | 0.2 | 0.2 | |
| 都市緑地 | 2 木曽川東海緑地 | 974.6 | 18.4 | 国営公園と重複 |
| | 3 領内川緑地 | 0.3 | 0.3 | |
| 都市公園等合計（重複除く） | | 986.7 | 26.8 | |

平成21年2月現在

p65に公園分類表掲載

2. 都市公園等以外の施設緑地現況

都市公園等以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地で遊び場等公園の形態をした緑地は、農村公園 4 箇所、児童遊園 18 箇所、ちびっ子広場 52 箇所、その他の公園 6 箇所があります。これらは市内に広く分散して設置されていますが、その多くは 1,000 m²を下回っています。また、屋外運動施設として、グラウンド 7 箇所、プール 2 箇所、ゲートボール場 4 箇所が設置されているほか、市内の小中学校の運動場や体育館が市民に開放されています。

また、木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】の水生植物園や森川花はす田、赤蓮保存田といった“ハス”の植物園等があり、多くの人々が訪れています。

民間施設緑地としては社寺境内地があげられ、それらは歴史的・伝統的な文化に触れることができる身近な地域住民の憩いの場となっています。

3. 法適用現況

都市計画法以外の法制度に基づき定められた区域として、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、河川区域、文化財保護法に基づく文化財、及び条例等に基づく文化財があげられます。

生産緑地地区は、市街化区域に 25 箇所指定されています。

市街化調整区域の大部分が農業振興地域に指定されており、農用地区域はその約半分を占めています。しかしながら近年は宅地化による転用が進んでおり、農地は減少傾向にあります。

河川区域としては 2 本の一級河川と 6 本の二級河川があります。木曽川と長良川をつなぐ水門として明治時代に造られた船頭平閘門は、国の重要文化財に指定されています。

4. 緑地現況量

前述の各緑地について整理した表を以下に示します。

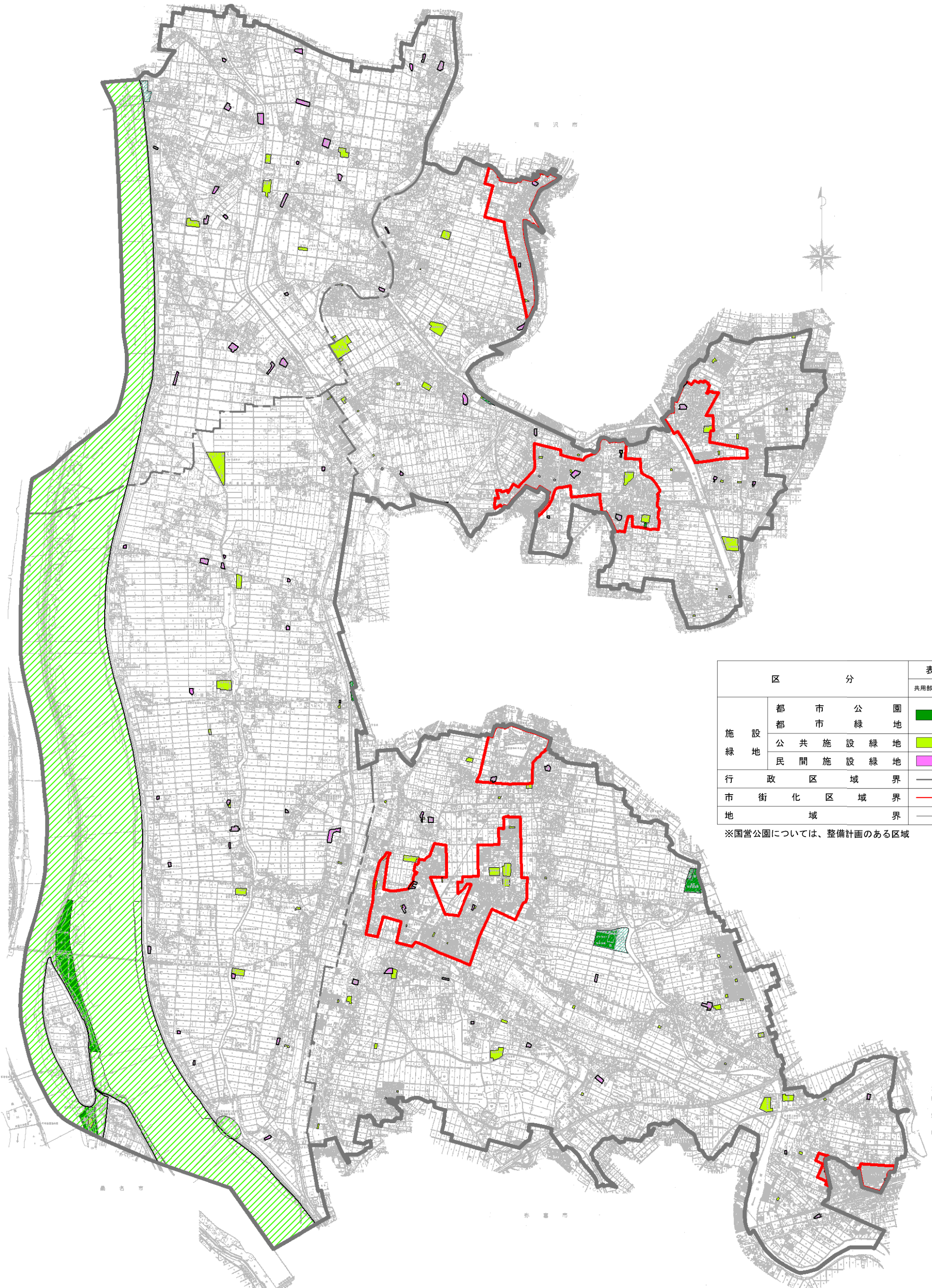
【緑地現況量】

単位：ha

| 区分 | | (1) 市街化区域 315ha | (2) 市街化調整区域 6,348ha | (1) + (2) 都市計画区域 6,663ha | |
|-------------------|-----------|---------------------|---------------------------|-----------------------------|---------|
| 施設 緑地 | 都市公園 | 0.2 | 26.3 | 26.5 | |
| | 都市緑地 | 0 | 0.3 (国営公園との重複18.4ha除く) | 0.3 | |
| | 公共施設緑地 | 5.7 | 30.7 | 36.4 | |
| | 民間施設緑地 | 2.8 | 14.6 | 17.4 | |
| | 施設緑地合計 | 8.7 | 71.9 | 80.5 | |
| 地域 制 緑地 | 法によるもの | 特別緑地保全地区、 緑地保全地域 | 0 | 0 | 0 |
| | | 風致地区 | 0 | 0 | 0 |
| | | 生産緑地地区 | 3.0 | 0 | 3.0 |
| | | 農業振興地域農用地区域 | 0 | 2,964.0 | 2,964.0 |
| | | 河川区域 | 4.6 | 1,084.9 | 1,089.5 |
| | 条例等によるもの | 0 | 0 | 0 | |
| | 地域制緑地小計 | 7.6 | 4,048.9 | 4,056.5 | |
| | 地域制緑地間の重複 | 0 | 0 | 0 | |
| 地域制緑地合計 | 7.6 | 4,048.9 | 4,056.5 | | |
| 施設・地域制緑地間の重複 | | 0.0 | 18.4 | 18.4 | |
| 緑地現況量総計 | | 16.3 | 4,102.4 | 4,118.6 | |
| 緑地率（緑地現況量 / 区域面積） | | 5.2% | 64.6% | 61.8% | |

条例等によるものとしては、県及び市指定の文化財のなかから 7 箇所をとりあげていますが、面積は指定されていないため、数量は計上していません。

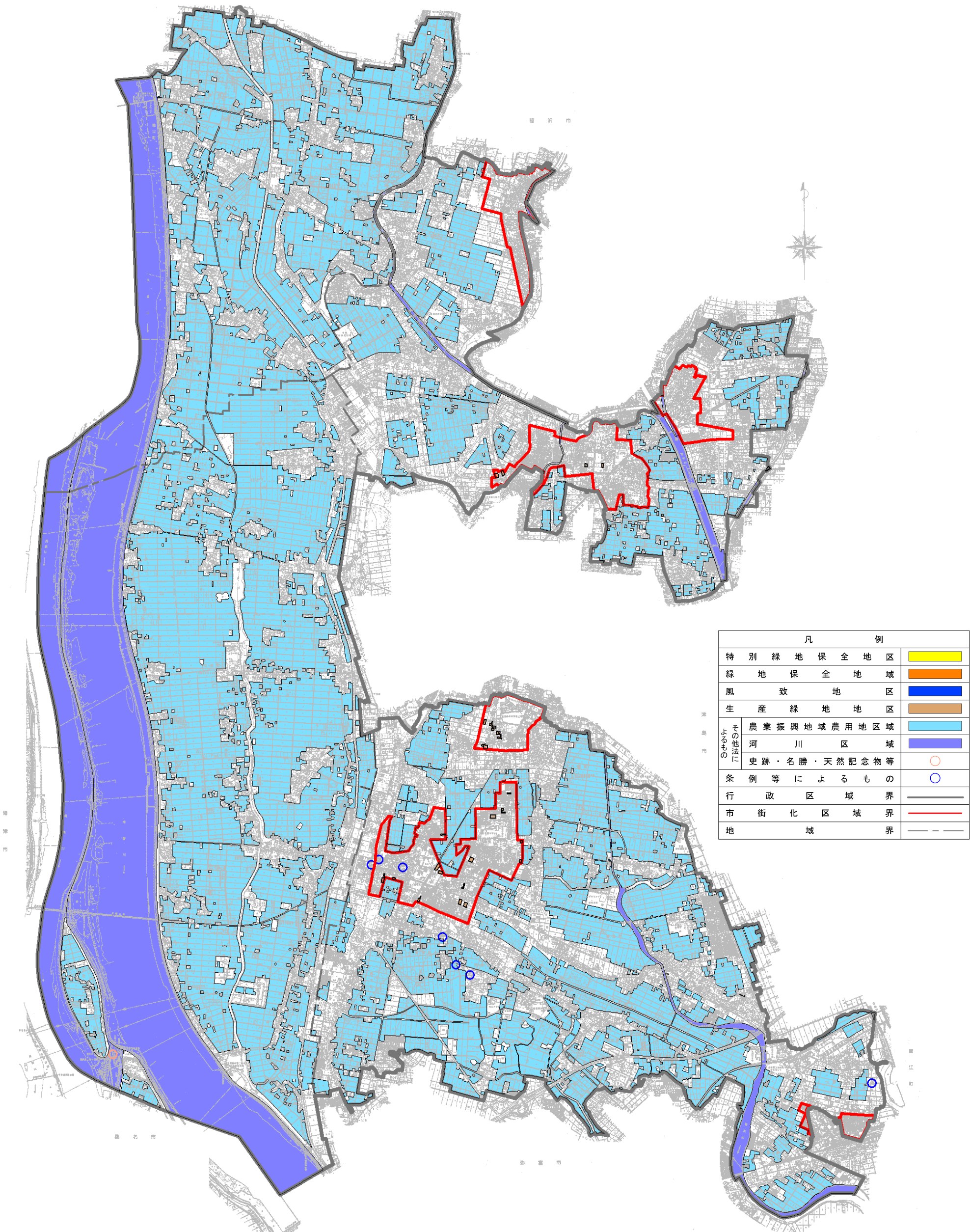
施設緑地現況図



| 区 分 | | 表 示 | |
|------------------|-------------|------|---------------|
| | | 共用部分 | 都市計画 決定あり※ |
| 施 設 緑 地 | 都 市 公 園 | | |
| | 都 市 緑 地 | | |
| | 公 共 施 設 緑 地 | | |
| | 民 間 施 設 緑 地 | | |
| 行 政 区 域 界 | | | |
| 市 街 化 区 域 界 | | | |
| 地 域 界 | | | |

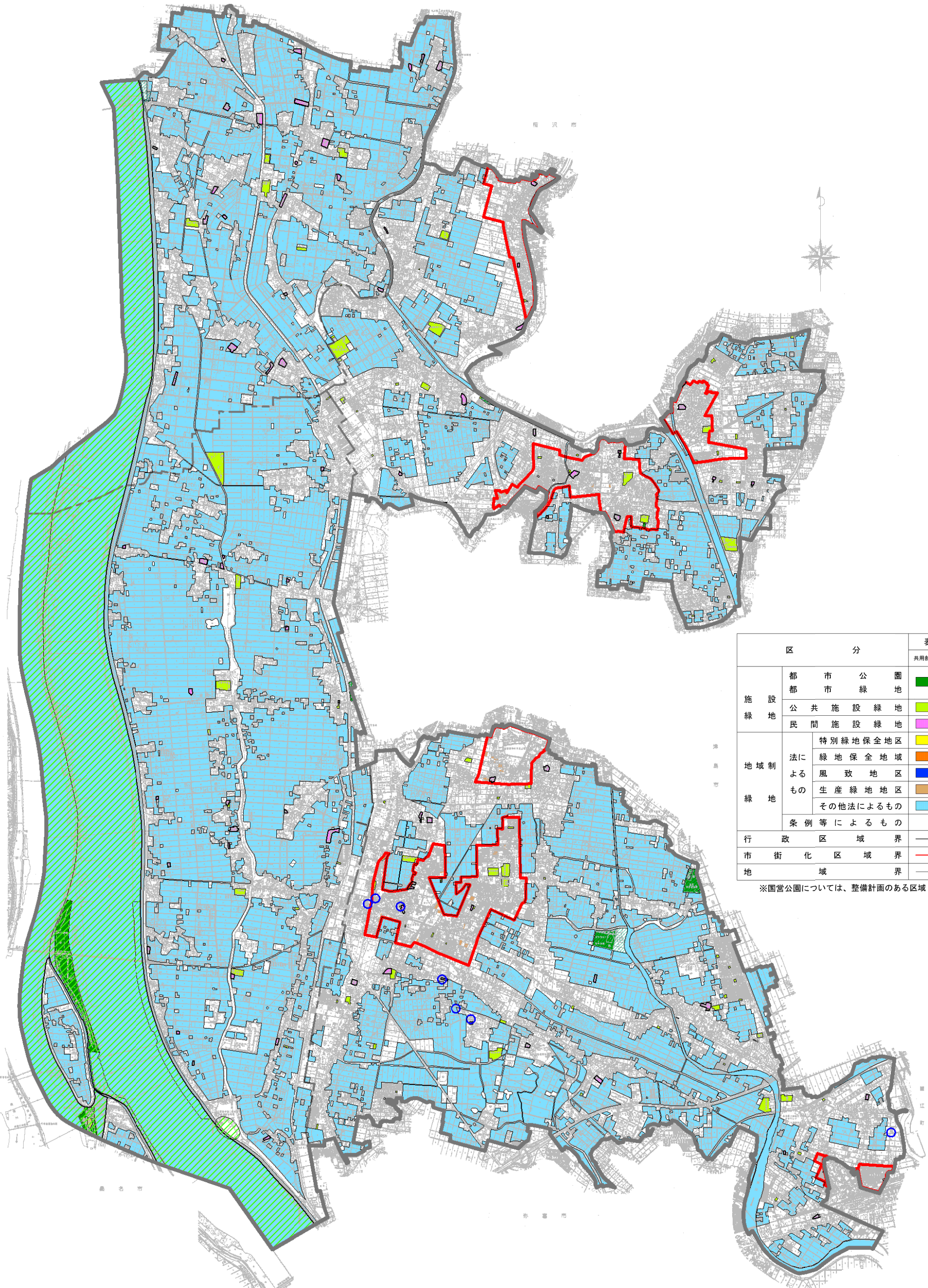
※国営公園については、整備計画のある区域

地域制緑地現況図



| 凡 例 | |
|--------------|------|
| 特別緑地保全地区 | 黄色 |
| 緑地保全地域 | オレンジ |
| 風致地区 | 青 |
| 生産緑地地区 | 茶色 |
| 農業振興地域農用地区域 | 水色 |
| 河川区域 | 紫 |
| 史跡・名勝・天然記念物等 | ○ |
| 条例等によるもの | ○ |
| 行政区区域界 | — |
| 市街化区域界 | — |
| 地域区域界 | --- |

緑地現況図



| 区 分 | | 表 示 | |
|-----------|------------|------|-----------|
| | | 共用部分 | 都市計画決定あり※ |
| 施設 緑地 | 都市公園地 | | |
| | 公共施設緑地 | | |
| | 民間施設緑地 | | |
| 地域制 緑地 | 特別緑地保全地区 | | |
| | 法による緑地保全地域 | | |
| | 風致地区 | | |
| | 生産緑地地区 | | |
| | その他法によるもの | | |
| | 条例等によるもの | | |
| | 行政区区域界 | | |
| | 市街化区域界 | | |
| | 地域界 | | |

※国営公園については、整備計画のある区域

2-3 緑化調査

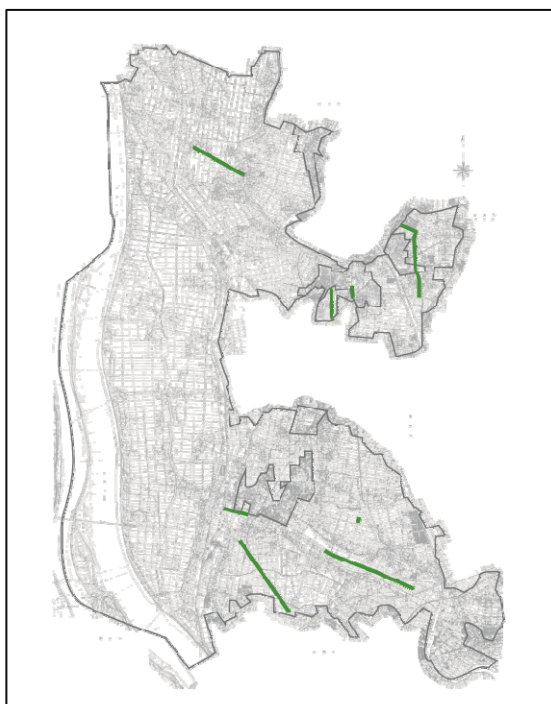
1. 緑化状況調査

(1) 公共公益施設の緑化状況

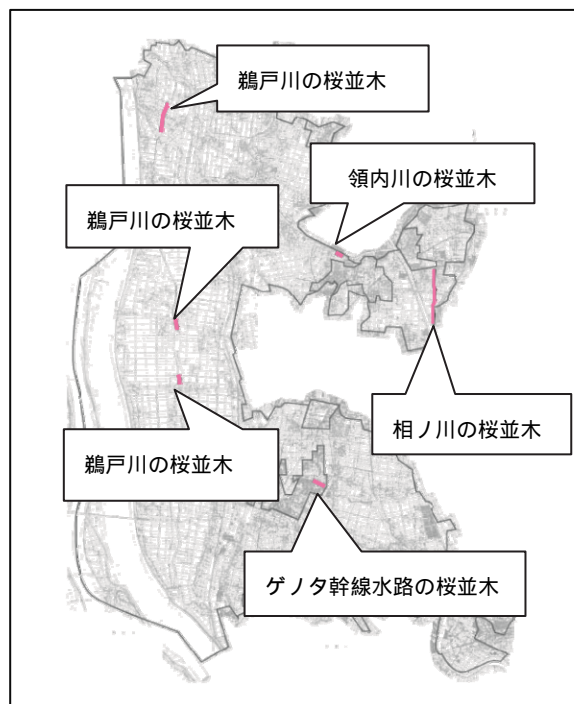
道路等緑化状況

緑化されている道路の区間は8箇所あり、そのほとんどは中低木の植栽となっています。また、河川や水路沿いには桜が植えられ、市民に親しまれています。

【道路緑化位置図】



【桜並木位置図】



公共公益施設の緑化状況

本市の公共公益施設において特に緑化された施設としては、社会福祉法人が設置する愛厚ホーム佐屋苑ほか、愛西市役所、中央図書館、佐屋公民館、社会福祉会館、八開総合福祉センターなどがあります。近年、公共公益施設を新しく建築する際には、美しい都市景観を形成し、市民に愛される施設となるよう、緑化への配慮が行われています。



佐屋公民館

(2) 民有地の緑化状況

民有地の緑化として目立つのは社寺林であり、立田地域や八開地域では屋敷林もみられます。また、住宅や業務施設においてもそれぞれ庭の緑や外構に配慮した施設がみられます。

2. 緑化に関する条例など

本市において緑化に関する条例等は制定していませんが、地区計画*が1箇所(約10ha)都市計画決定されており、垣・柵について生垣が奨励されています。

3. 市民意識調査

(1) 市民アンケート

平成20年度に、市民の約5%にあたる3,000人を対象として、緑に関する意識調査を行いました(回収率39.6%)。市民意識の傾向は以下のとおりです。

【全体的な意見】

- ・良いと思う自然環境や景観として最も多く選ばれたのは、「ハス田(ハスの花)」や「まとまった農地(田畑)」であり、愛西市ならではの風景や身近な田園風景が最も評価されています。
- ・身近な広場や公園の充実度については評価が低く、「大人も過ごせるようにする」ことや、「数を増やしたり、広い面積にしたりする」ことが求められています。
- ・スポーツができる広場については、「今ある広場を充実する」ことや「数を増やす」ことが求められています。
- ・緑化については全般に関心が低いですが、その中では比較的、「道路沿道を緑化する」ことに関心が寄せられています。
- ・良くないと思うことや気になることとしては、「休憩できる場所や木陰の少なさ」「ごみの投棄や空き地の管理」が多く選択されています。散策などでもできるみどり環境の整備や公衆道徳の向上や、草刈りなどの管理による快適な環境づくりが求められています。
- ・今後の重点施策としては、「自然環境の保全」「公園や広場の整備」「官民協働*の維持管理」が多く選択されています。

【自由記入】

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ・公園分布の偏りや公園へのアクセスの改善 | ・ごみのポイ捨て防止、草刈り、町内清掃の強化 |
| ・木陰や並木の整備 | ・農地の維持管理への指導 |
| ・子どもからお年寄りまで楽しめる公園の整備 | ・地域住民の組織化や意欲醸成の促進 |
| ・道路や公園における緑化の推進と適切な維持管理 | ・ウォーキング道路の整備や散策マップづくり |
| ・環境学習の機会の充実 | ・河川の多自然型工法の導入 |
| ・生き物がたくさんいる公園の整備 | ・経済的で効率的な緑化 |
| ・庭木等のリサイクルの推進やリサイクル施設の設置 | ・堤防道路の活用 など |
| ・市内外に向けたハス田のPR | |

【今後重点的に行っていったほうがよいと思うこと（複数回答あり）】

回答者数 1,189 人、無回答者数 21 人

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|-----------------|-----|-------|
| 農地や河川の自然環境を保全する | 476 | 40.0% |
| 家族で遊べる大きな公園を増やす | 348 | 29.3% |
| 運動できる広場を増やす | 321 | 27.0% |
| 日常の維持管理を官民協働で行う | 286 | 24.1% |
| 身近な公園を増やす | 285 | 24.0% |
| ハス田を保全し観光の名所にする | 263 | 22.1% |
| 並木などを増やし名所をつくる | 239 | 20.1% |
| 駅前や道路沿道の緑化を進める | 228 | 19.2% |

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|-------------------|-----|-------|
| 神社や寺と一体の緑を保全する | 130 | 10.9% |
| 土に親しめる機会を増やす | 100 | 8.4% |
| 住宅地を緑豊かにする | 98 | 8.2% |
| 文化財と一体の緑を充実し名所にする | 93 | 7.8% |
| 公共公益施設の緑化を進める | 83 | 7.0% |
| その他 | 56 | 4.7% |
| とくにない | 49 | 4.1% |
| 工業地の緑化を進める | 25 | 2.1% |

（２）市民代表会議*

平成21年度に、緑の基本計画策定に向けて市民代表会議をワークショップ*形式で3回開催し、市民と意見交換を実施しました。緑のまちづくりに必要な方策としてあげられた主な意見は以下のとおりです。

【農地について】

- ・市民農園や家庭菜園の場として農地を貸出し、遊休農地*の利活用を図る
- ・ハス田を観光要素として利活用する
- ・遊休農地を地域コミュニティの場として利活用する

【樹林地について】

- ・樹林地・樹木の維持管理に対する支援の充実を図る
- ・社寺林や屋敷林など、地域のシンボルとなる緑を保全する

【河川環境について】

- ・生態系に配慮した河川環境の保全・創出を図る
- ・散策路や並木の整備、土手*の風景創出などを行い、河川・水路の親水性を高める

【公園について】

- ・地域の実情にあった公園の整備や配置の検討を行う
- ・公園緑地、街路樹などの維持管理の充実を図る
- ・公園設備や遊具の適切な維持管理を行う

【緑にふれるきっかけづくりについて】

- ・公園利用者などに、ごみのポイ捨てや公園利用のマナー向上を呼び掛ける
- ・緑に関する知識や技術を習得するイベント・講習会などを開催する
- ・除草剤の適切な使用を指導する
- ・子どもが緑に触れる機会の提供や、環境教育の充実を図る

【市民の緑化活動について】

- ・市民への緑化に関するサービスの充実を図る
- ・市民参加による公園の緑化や、維持管理を行う

【施設の緑化について】

- ・大規模な企業跡地や沿道の緑化の検討を行う など

2-4 調査結果の解析・評価

緑は「環境保全」「レクリエーション*」「防災」「景観構成」の4つの大切な役割を担っています。現況調査や市民意識調査の結果などを踏まえたうえで、この4つの系統から本市の緑に関する解析・評価を行いました。

1. 系統別の解析・評価のまとめ

(1) 環境保全系統の解析・評価のまとめ

本市の骨格となる緑地は農地と河川・水路です。このほか社寺林なども貴重な野生動物の生息環境となっており、これらの緑は快適な生活環境の形成に寄与しています。

市街化調整区域の大部分は農業振興地域に指定されており、その約半分が農用地区域となっています。

社寺林や屋敷林は減少しており、市民と協力し合いながら樹林地の保全を検討することが必要です。

市内を流れる河川・水路は治水対策により概ね整備されています。これに沿って桜並木が整備されているところもあり市民に親しまれていますが、一方で自然性の低い区間もあります。河川・水路は生物の移動経路としても重要であり、生活環境をうるおいのあるものにするため、親水性や自然性を高める整備や公園緑地とのネットワーク化が望まれます。水質については以前より改善が進められていますが、引続き下水道整備などの取り組みを進める必要があります。



木曾川



水田

(2) レクリエーション系統の解析・評価のまとめ

市民の身近なレクリエーションの場としては、児童遊園やちびっ子広場、総合運動場などがあります。町村合併前の各町村ではスポーツレクリエーションに力を入れていたため、運動場等レクリエーション施設は比較的充実しており、学校の運動場や体育館も市民が利用できるようになっています。しかし、総合運動場など規模の大きな施設は市街地や集落から離れた位置にあり、市街地などに多く設置されているちびっ子広場は、高学年児童などが利用するには規模が十分な広さではありません。市民からも、多様な

世代のニーズに対応した機能の充実や公園分布の検討など、地域の実情にあった公園を求める意見が寄せられています。したがって、今後は歩いて行ける身近な場所に適正な規模の公園を確保し、ベンチなどの休憩施設や木陰を設けるなどの配慮が必要と考えられます。

自然系レクリエーションについてみると、本市は水辺に恵まれています。桜並木や木曽川河川敷の整備などを除けば、比較的消極的な利活用にとどまっています。レクリエーション系緑地としての活用の余地は多いため、今後レクリエーション空間として水辺を活かした魅力的なまちづくりが期待されます。

また、本市の特産農産物であるハス（レンコン）やハス田の景観は、市内外の観光客を呼び込む重要な要素となるため、その活用法も検討していく必要があります。

このようなレクリエーション系の緑地は、ネットワーク化することにより利用が促され、新たな楽しみ方を生みます。河川・水路の河川敷や堤防道路、歩道はネットワークとして有効ですが、本市の状況を見るとそれぞれ単独で存在しており、市内をめぐるネットワークにまではなっていません。遊歩道やサイクリングロード、休憩場所の整備などにより、市内に分散するレクリエーション施設のネットワーク化を図ることが望まれます。



北河田公園



森川花はす田

(3) 防災システムの解析・評価のまとめ

本市の市街地内やその周辺地では、1ha以上のオープンスペースを有する施設が不足していますが、市街地を取り巻く農地を緊急退避地として活用することができます。このため、農地の維持を図りながら、救援活動や長期的避難等の場となりうるオープンスペースを確保していくことが望まれます。

その他、震災・火災時に延焼を防止したり、建物倒壊時の緩衝帯*となったりするオープンスペースを確保するなど、防災の観点から緑地確保を検討することも必要です。

さらに、災害時において避難路及び輸送路となる都市計画道路は、整備の推進が必要です。



中学校のグラウンド



佐屋総合運動場

(4) 景観構成系統の解析・評価のまとめ

本市は市街化調整区域のまとまった農地や木曾川・長良川などの大きな河川があり、田園風景やゆったりと流れる水面、河川敷などの自然景観に恵まれています。市民アンケートからも、愛西市らしい風景として農地や河川・水路に大きな関心が寄せられていることが分かります。

しかし自然景観に恵まれているために、緑化の必要性を感じにくくなっています。市街地や市街化調整区域の宅地開発による住宅地、工業系施設などの敷地における緑化はまだ不十分であり、主要道路沿道で宅地化している区間の景観は全体として緑のうるおいに欠ける感があります。まちの玄関口となる駅周辺においても、緑化による風景創出が望まれます。これについては、建築物や工作物のルール作りなどを併せて行いながら、緑化を推進していくことが必要です。また、広がりのある景観を保つためにも、建築物や工作物の高さを制限するなどの措置を検討することが求められます。

桜並木は視覚的効果の高い緑であるため、適正な管理や延伸により景観形成に努めることが求められます。民有地の樹木も、価値あるものについては地域のシンボルツリーとして保全に努めることが重要です。

また、恵まれた自然景観をさらに良好にするため、草刈り等の管理や水質の改善を行っていく必要があります。



小学校の外周部の緑化



ゲノタ幹線水路の桜並木

2. 総合評価

「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」の4系統の解析・評価を受け、評価された要素を取りまとめて総合評価を行いました。

【総合評価のランク区分】

| ランク | 内 容 | 評価方法 |
|-----|--------------------|---------------------------------------|
| A | 最優先に整備又は保全が求められる緑地 | 4系統のうち3系統以上で評価され、そのうち評価ランクが1つ以上ある緑地 |
| B | 将来に整備又は保全が求められる緑地 | 4系統のうち評価ランクが2つ以上、又は1系統のみで評価ランクが1つある緑地 |
| C | 整備又は保全が求められる緑地 | 上記以外の緑地 |

【総合評価】

| 対象となる緑地 | 緑地機能 | | | | 備考 | 評価 |
|-------------------------------|------|----------|----|------|----------|----|
| | 環境保全 | レクリエーション | 防災 | 景観構成 | | |
| 木曾川、長良川、善太川、鶴戸川 | | | | | | A |
| 日光川 | | | | | | A |
| 領内川 | | | | | | A |
| 三宅川、目比川、新堀川 | | | | | | A |
| ゲノタ幹線水路 | | | | | | A |
| 農業振興地域農用地区域 | | | | | | A |
| 伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地 | | | | | | A |
| 良好な植物群落等、野生動物生息地等である社寺境内地 | | | | | | A |
| 文化財と一体になった緑地 | | | | | | A |
| 都市公園 | | | | | | A |
| 相ノ川、温常寺川幹線水路 | | | | | | B |
| 文化的意義を有する社寺境内地 | | | | | | B |
| その他社寺境内地 | | | | | | B |
| ハス田（植物園等） | | | | | | B |
| 学校開放施設の運動場、その他グラウンド（1ha以上） | | | | | | B |
| 1,500㎡以上の都市公園以外の公園、グラウンド等 | | | | | | B |
| 1,000㎡～1,500㎡の都市公園以外の公園 | | | | | | B |
| 市街化区域の農地 | | | | | | C |
| 東保八幡社のクロマツ | | | | | | C |
| 500㎡～1,000㎡の都市公園以外の公園、ゲートボール場 | | | | | | C |
| 都市計画道路 | | | | | 幅員 15m以上 | C |
| 養老山地、鈴鹿山脈 | | | | | | C |
| 藤浪駅周辺 | | | | | | C |

2-5 課題

以前から深刻化していたヒートアイランド現象や少子高齢化問題に加え、近年では食品の安全に関わる問題や地域コミュニティの希薄化など、様々な問題がクローズアップされるようになりました。

こうした背景のもと、環境問題に対する関心や、地域コミュニティの大切さを再認識する傾向も高まってきました。また地方分権の推進に伴い、地域らしさの創出や、自分のまち自分でつくっていくという市民主体のまちづくりがより重視されるようになりました。本市の都市計画マスタープランにおいても「各地域性を活かした個性的で活力のある都市の創造」がうたわれています。

国勢調査によると、本市の人口は平成12年までは増加していましたが、平成12年から平成17年にかけては減少傾向へ転じており、今後も急激な人口増加は見込まれにくい状況となっています。

このような環境変化や、前述の現況調査結果などを踏まえながら、本市における緑の課題を以下に整理します。

(1) 個性ある緑の保全

市民に親しまれるまちづくりを行うためには、本市の特性を踏まえた、愛西市らしい緑づくりを行う必要があります。軸となる樹林地が少ない本市にとって、広大な農地や大小の河川、地域に残る社寺林などは、貴重な緑の骨格となっています。これらの緑は、多様な生物の生息地や日常的なレクリエーションの場、災害の際の避難地など様々な役割を担っていることから、本市の自然資源の保全・活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

(2) 今ある緑の充実

緑には様々な機能がありますが、量を増すだけでは緑本来の機能を活かしきれません。本市の人口が減少傾向にあることから、「量」だけでなく「質」の向上に重点を置いた施策の展開を図っていく必要があります。市内に分布する公園の配置や地域のニーズを考慮したうえで、機能の強化や維持管理の充実に取り組んでいくことが求められます。

(3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

快適な環境を形成するためには、人の多く集まる公共公益施設や駅周辺、教育施設など、まちの拠点となる施設の緑化が求められます。一体的なまちづくりを推進していくためには、様々な主体の連携が不可欠です。市民の積極的な参画はもちろん、市内に所在する事業者も地域社会の一員として、敷地内の緑化や地域活動への協力が求められます。

こうした活動を推進していくために、協働による緑化活動の取り組みや市民への支援を充実させる必要があります。

緑の課題図

市民意識調査で挙げられた意見は
で示してあります。

【社寺林】
維持管理に対する助成や支援が少ないため、樹林地の確保が難しい。
良好な生態系を形成するための適切な樹種選定が必要である。

【ハス田】
市の緑の特徴であるハス田の保全が必要である。
秋～冬は、緑がなくなり暗い印象を受ける。
景観だけでなく、動植物の食物連鎖の配慮も重要である。

【学校運動場、グラウンド】
公園のグラウンドは申請が必要で使い勝手が良い。
学校運動場を活かしきれていない。
スポーツ専用のグラウンドがない。

【農地】
住宅地への転用が見られる。
緑の豊かさを守る農地と河川・水路の整備が必要である。
田園集落景観の保全・継承に努めていくべきである。
水田がれんげ畑となると良いが、田植え時期が早まっており、難しい。
緑の保全のためにも、遊休農地・空き地の有効的な利用方法や貸出方法が必要である。
貴重な樹林地である屋敷林が減っている。
田んぼの生き物が少なくなった。
除草剤の過剰使用を考慮する必要がある。
動物による作物被害が発生している。

【駅周辺】
並木などが不足している。

【市街地】
防災を考慮した緑化を考えるべきである。
沿道の風景創出が必要である。
緑の存在感を高める整備が必要である。
宅地開発による樹木の伐採が進んでいる。
特に市街地区域内には都市公園が少ない。
市街地内やその周辺地に、大規模公園がない。

【小規模な公園等】
木陰やベンチなどの設備が少ない。
外灯が少ないため防犯上危険である。
利用されていない公園が多い。
誰もが利用しやすい公園とはなっておらず、多様な年代のニーズに合った公園の整備が必要である。
十分に維持管理されていない公園がある。
公園利用者のマナーが悪い。
雑草の手入れがされていない。
除草剤の過剰使用を考慮する必要がある。

【道路】
主要道路に緑が少ない。
沿道の景観がごみなどにより損なわれている。
沿道の風景創出が必要である。
沿道樹木の維持管理や適切な樹種選定が必要である。

【河川・水路】
自然性が低い箇所や親水性の低い箇所がある。
生活排水による水質の汚染調査が必要である。
下水道の整備が不十分である。
河川・水路の清掃や草取りが必要である。
コンクリート護岸にしたため、浄化力が減少している箇所がある。
動力機が生物に与える影響の調査が必要である。
除草剤の過剰使用を考慮する必要がある。
土手の景観を保全するため、土手の風景を創出する工夫や管理が必要である。

【地域全体にかかる課題】
子どもが自由に遊べる場所が少ない。
全体的にただ遊具のある広場となっており、特色がない。
都市公園等の面積や箇所数が少ない。
公園広場の配置が、地域によって偏っている。
散歩コースや散策路の整備が不十分である。
公共的な緑化だけでなく個人的な緑化も促す必要がある。
公園やグラウンドへのアクセスを改善する必要がある。
人口の7割程度が居住する市街地調整区域においても公園が必要である。

| | | |
|-------------------------|----------------------------|---|
| 農地 | 田 | ■ |
| | 畑 | ■ |
| | ハス田 | ● |
| 歴史文化 | 社寺と一体になった緑地 | ● |
| | 文化財と一体になった緑地 | ◆ |
| | 観光用ハス田（水生植物園、森川花はす田、赤蓮保存田） | ● |
| 公園等 | 都市公園等 | ● |
| | 都市公園以外の公園、ゲートボール場 | ● |
| 学校運動場、その他グラウンド（1 ha 以上） | | ● |
| 桜並木 | | ■ |
| 河川・水路 | | ■ |
| 主要道路 | | ■ |
| 市街化区域 | | ■ |
| 鉄道・駅 | | ■ |
| 駅周辺 | | ● |